

富山県情報公開審査会答申概要（答申第 74 号）

- 件 名 じん肺健康管理実施状況報告の非開示決定処分に係る審査請求事案
- 開示請求年月日 令和 4 年 4 月 9 日
- 実施機関の決定日 令和 4 年 4 月 15 日
- 実施機関（担当室課） 富山県知事（商工労働部労働政策課）
- 決定内容 非開示決定
- 非開示理由 該当する公文書を保有していないため
- 審査請求年月日 令和 4 年 4 月 26 日
- 審査請求の内容 本件処分を取消し、対象文書の開示を求める。
- 諮問年月日 令和 4 年 8 月 9 日
- 答申年月日 令和 5 年 2 月 17 日
- 争点 未公開文書の存否
- 審査会の判断

第 1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定処分（令和 4 年 4 月 15 日付け技専第 1 号。以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、令和 4 年 4 月 9 日付けで、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定により、実施機関に対して、次のとおり公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

富山県技術専門学院について、じん肺法施行規則第 37 条第 1 項の規定に基づいて平成 29 年 1 月 1 日から令和 4 年 2 月末日までに富山労働局の労働基準監督署へ提出した「じん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告」（様式第 8 号）の表面

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求について、対象公文書を保有していないことを理由として、条例第 11 条第 2 項の規定により本件処分を行った。

(2) 本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 4 年 4 月 26 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査会の判断の理由

1 本件処分の妥当性

実施機関の弁明書及び当審査会において、富山県商工労働部労働政策課及び富山県技術専門学院の職員に対し、意見聴取を行ったところ、本来、じん肺法施行規則第37条第1項の規定に基づいて「じん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告」を労働基準監督機関である労働基準監督署長を通じて富山労働局長に提出するべきところ、地方公務員法第58条第5項に定める労働基準監督機関である富山県人事委員会を提出先であると認識し、加えて、毎年提出すべきところを3年に1回じん肺健康診断を実施した年に提出するものと認識して、同委員会に報告を行ってきた。このため、審査請求人が求める富山労働局の労働基準監督署へ提出した「じん肺に関する健康管理の実施状況に関する報告」は保有していないとのことであった。本件開示請求に係る公文書を保有していないことを理由に非開示とした実施機関の判断に不合理な点は認められない。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第4 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和4年8月9日	実施機関から諮問書を受理
令和5年1月12日 (第188回審査会)	・ 諮問事案の概要説明 ・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審議
令和5年2月6日 (第189回審査会)	・ 審議
令和5年2月17日	・ 答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大石 貴之	弁護士	会長職務代理
大原 弘之	弁護士	

神 山 智 美	富山大学経済学部教授	会 長
中 村 正 美	富山市社会福祉協議会専務理事	
西 田 隆 文	高岡商工会議所専務理事	